

近世中期の樽廻船輸送の動向(その1)

著者	津川 正幸
雑誌名	関西大学経済論集
巻	9
号	5
ページ	429-449
発行年	1960-02-20
その他のタイトル	Taru-Kaisen (Shipping) Industry Trends in the Tokugawa Period. (I)
URL	http://hdl.handle.net/10112/15574

近世中期の樽廻船輸送の動向（その一）

津 川 正 幸

一、はじめに

本稿において考察しようとするところは、江戸時代中期—元禄期以降の江戸積酒造業発展期における酒荷物の輸送機関であつた樽廻船業をめぐる問題についてである。

なかならず廻船業の開始においては、大阪に約一世紀、伝法に約半世紀の日時のおくれをもち、ようやく江戸市場に直接的なつながりをもつていたつた西宮積所の成立過程を明らかにし、海運業において先行者であり、しかも同時代のライバルとして角逐した菱垣廻船が自己運送より他人運送形態への発展において企業の独立をなしとげながら、十組問屋の専属船となるにいたつてかえつて半他人運送形態に後退したことに比較して、樽廻船はより多く他人運送形態に徹し、しかも優秀な船質と有利な経済性とに支持されて常に開放的であつたと理解されている点について、運送形態においては、幕府の酒造制限時における積荷不足によつて、あるいは株仲間停止による海運界の混乱時、または酒荷物の江戸積制限時には北前船に類する北国行船、買積船としていわゆる自己運送形態の稼動を

なすの止むなきにいたつたが、やはり一般的には他人運送形態に徹していたと規定しても過言ではなからう、しかしそのことが直ちに開放的であつたということにつづく事柄とするにはなお検討を要する問題ではなからうか。

樽建荷物は菱垣建荷物の註文荷物なるに比して送り荷物であり、それだけに荷主は数量景気よりも価格景気をねらうのではなからうか。そして可能な限り運賃負担を最少限度にとどめようとし、より安全でより迅速な輸送を望む、しかも一方では株仲間によつて統制された商業組織があり、資本関係においても荷主である商業組織の成員より融資をうけるにいたると、樽廻船の稼動も決して開放的ではなく、何等かの意味で拘束をうけることになる。そこにこれらの抑圧を排除し、負担を最少にとどめて多くの利潤をあげようとする努力が、旧来の廻船業者と新興の業者の間で、それぞれの利害の主張にあらわれ争論がおこされる結果となる。このような諸点について考察をすすめようとするものである。

註、江戸時代の経済発展と交通の諸問題についての実証的な研究としては、古島敏雄氏の「江戸時代の商品流通と交通」があり、理論的な海運研究には佐波宣平氏の「海運理論体系」がある。

二、西宮積所の成立

西宮樽廻船の創始 西摂諸郷より産出される酒荷物の江戸廻漕は、従来は魚崎を境として東側尼崎までの間で産出されたものは大阪、伝法の積問屋へ、魚崎より西の高砂までは兵庫積問屋へ荷出しすることになつていた。

ところが元禄八年（一六九五）主としては海難処理、海損分担の公正化を契機として、江戸に荷主団体である十組問屋の結成をみ、彼等によつて大阪―江戸間の諸荷物廻漕の主導権が掌握されるにいたつた。この十組問屋から酒

問屋したがつて樽廻船問屋とともに、廻船の積取荷物の区分によつて分離するのは享保十五年（一七三〇）のことである。かくして菱垣廻船と樽廻船の間に大阪—江戸間の諸荷物廻漕についての海運競争がはじまる。

さて元禄十年（一六九七）いわゆる「元禄調高」とよばれる酒造株改めがおこなわれた当時の西撰の酒造状態ならびに江戸積の状態をとくに西宮についてみると、酒造株は「西宮酒家共申上候私共酒株の儀は、元禄十五年七十八株御座候処、元禄十五年より御運上差上、同^{（實か）}亥年御免仰付けられ其後正徳末年三分之一造り減仰付けられ候由。年曆の儀は覚え申さず候。其已来造高の石数に構わず勝手次第酒造仕来り候。右七十八株内六十二株は当時酒造仕り、残り十六株の内九株は同領他村へ譲り渡し、三株同領他村に借し置、四株は休株に御座候。」といわれるようにすでに七八株がかぞえられ、その後の酒造制限によつて他村へ貸株あるいは譲り渡しなどの株移動があつて、株数に若干の減少がみられたにしても、一般に灘地方の江戸積酒造業の発展が宝暦年代（一七五一—一六三）以降安永・天明期（一七七一—一七八）にみられた時代以前に、西宮における酒造業は一応の発展をとげていたのではなからうか。そのことは、江戸表へ下り酒を積送る酒造地として、元禄十五年（一七〇二）三月十日、江戸下り酒問屋より町年寄に提出された文書に、^{（2）}元禄十、十一、十二年の三か年の江戸入津樽数を計上し、「右の酒、撰州大坂、同天満、堺、伊丹、池田、尼ヶ崎、大鹿、小浜、三田、兵庫、清水、富田、西宮、鴻池、山田、尾州、三州、濃州、此外所々在より積下し申し候。」としるされており、撰津の先進的酒造地である伊丹、池田、大阪などと名をつらねる西宮の存在がしられることから考えられるところである。

このような江戸積下り酒の譲造状態が、西宮をして酒荷物の廻漕を大阪、伝法の廻船問屋に委託する状態より脱して、自浦より樽廻船を仕建て独自の立場で廻漕をおこなう態勢に発足せしめる要因となつたところである。

西宮浦が酒樽その他諸荷物の積出港として擡頭するのは宝永元年（一七〇四）五月のこと、その後同四年にいたる間に積所として一応の形態が調えられたものと考えられる。⁽³⁾ しかしいわゆる積所として公認の特権を駆使し、他所における同様の行為に対して制約を加え、これを抑圧するにいたるのはやや後年に属することである。

宝永元年五月、西宮浜在住の岡荷物引請馬借附出並諸船引受問屋であつた鴻池三右衛門と平ノ内太郎右衛門は、従来西宮をはじめ鴻池、三田などの在郷より出される酒諸荷物を受託し、大阪、伝法の酒樽積問屋へ廻漕し江戸積をおこなつていた。ようやく西宮における酒造量も増大し、江戸積荷物も増加するにいたり、この年伝法の船問屋に依頼して伝法浦所属の廻船を備船し、はじめて西宮浦より酒荷物を船積し江戸表に廻漕した。このことによつて西宮酒家（酒造家）中では、大阪、伝法へ廻送船積みすることに比較すると、陸上運送に要する駄賃を節約しうることもあり、早速に鴻池屋、平ノ内屋の二軒を船肝煎として取立て、西宮浦からの直積みを後援したのである。それまでに西宮浦に廻船を所有するものがなかつたわけではないが、なお船体も小さかつたであろうし、また自浦が積所としての態勢も整わない状態であつたから、それらの廻船所有者は兵庫、大阪などに寄港し、他所の諸荷物の廻漕にあつていたようであるが、宝永元年の挙はそれらの廻船業者あるいは廻船業に着手しようと志す人々を大いに刺戟することとなつたであろう。

しかしこのようにして西宮酒造地方は、下り酒の一大消費地である江戸市場に、直接的な接続点をもつたけれども、廻船業にとつてはまだ本格的に軌道に乗るにはなお多少の日時を要した。それは荷主である酒家に対する幕府の酒造統制によるものであつて、宝永四年（一七〇七）に酒家中の取立てで、大阪堀江の奥田屋の手代長兵衛が西宮最初の江戸酒積問屋をはじめたが、廻船を仕建ても西宮一か所では一艘分でさえ積荷不足し、辰野与三右衛門、

ざこや太右衛門等の世話で兵庫の北風屋に依頼し、不足荷物を補充しなければならないような状態を呈する程であつた。

註(1) 西宮市伊藤氏蔵 四井文書写本 廻船記録 宝曆十四年覚

(2) 関西学院大学編「灘酒経済史料集成」下巻 二二三頁

(3) 海事史料叢書第一巻「船法御並諸方聞書」

(資料)

一 西宮酒積申問屋も此時より初申候。それより前は鴻池三右衛門、平内太郎右衛門と申、鴻池三田、伝法、大坂え参申、酒樽西宮え出申候故、当分の預り問屋にて御座候処、酒御改御座候付、此時より西宮酒屋中として、船肝煎と申立、取立申候。元来魚崎より尼ヶ崎迄は大坂、伝法両方の問屋へ酒樽送り申候。魚崎より高砂迄は兵庫にて、江戸積問屋島屋三右衛門、壺屋弥右衛門、北風五郎兵衛、右三軒え段々送り参り積下し申候。(八三頁)

一 西宮に元来鴻池屋三右衛門、平内太郎右衛門式軒、三田酒其外鴻池在々より伝法とい屋え送り、酒之支配仕候中次之宿御座候。然処段々酒屋出来候に付、江戸積申船壹艘かしくれ候様にと、魚屋源右衛門殿へ頼み被申候に付、伝法屋右衛門方より、初而宝永元年五月下旬之比、紀州切目浦、松兵衛船をかし、荷物支配に手代八兵衛乗せ遣し候。早速一兩日之内に酒樽五百駄積立、送り状取そろへ申所に、南風西風かわし、瀬浪高く、本船ふりこかし、積荷酒西宮より今津浦迄流散申候処に、西宮今津酒屋中より大勢人を出し、不残つみ被申、つふれ、拾駄不足仕候。残樽延包替、右之船痛み少々御坐候作事付、又々積込み、江戸へ罷下り申候。此時荷主方より銀五百匁合力被致候。是西宮前にて酒積立申初也。(一一一頁)

一 西宮に江戸酒積問屋出来申候は、其後宝永四年より、初而大坂堀江奥田吉兵衛手代長兵衛と申もの、酒支配方能存知たるよし、殊に西宮え度々商に参被申候故、酒屋中相談之上にて、世話頼被申候。是より段々積問屋初り申候。其時分は壹艘つみ仕立申事難成候故、辰野与三右衛門、さこや太右衛門殿世話やきにて、西宮に而不足之所を於兵庫、北風六右

近世中期の樽廻船輸送の動向(津川)

近世中期の樽廻船輸送の動向（津川）

衛門殿被頼、酒屋中之内、海上請届五十駄、百駄仕被申候。其後段々西宮に酒屋衆出来、享保年中には仲間船分、入船六拾艘程に罷成申候。兵庫酒世話は手代兵助えゆづり被申。元米酒つみ問屋にては無御坐候。（一一一〜一二二頁）

(4) 西宮町は町と浜とに区轄されていた。安政元年の町名によると、町方は針貫町、鞍掛町、馬場町、囃子町、市庭町、社家町、浦之町、浜脇町、今在家町、宮武町、石才町、久保町、東ノ町、与古道町の十五町で、浜方は浜ノ町、浜鞍掛町、浜久保町、浜東町の五町であつた。

(5) 大阪市史第五 享保以来御取計替ひヶ条書 一三三頁

大阪市史の西宮諸株のうち岡荷物引請馬借附出並諸船引請問屋とあるもので、この問屋株名は安永年間以降岡荷物揚下諸船引受問屋とあらためられた。その営業内容には相違がない。すなわち、

(資料)

乍恐口上

西宮浜方

一 昨五日私共被為御召来罷出候処、諸株取捌之儀御尋被為成候に付乍恐左に奉申上候。

岡荷物揚下諸船引受問屋株

鴻池屋三右衛門

病氣に付 代 与兵衛

右 同 断

平内太郎右衛門

右同断 代 伊兵衛

右岡荷物揚下諸船引受問屋義は諸郷より送り来候、諸荷物何国へも船積仕節、送り申候。又は諸船荷物送り状を以引受直に取捌仕候。

諸船請問屋株十軒

惣代

大明屋七左衛門

病氣ニ付 代 善兵衛

右諸船引請問屋之義諸国荷物積来り候節、時之相庭を以直に取捌充冗仕候。

酒荷物並諸荷物積問屋株六軒

惣代

村田屋利右衛門

病氣ニ付 代 治兵衛

右酒荷並諸荷物積問屋之義は諸郷より送り来候節、送り状を以船積仕差送り申候

千鱒屋株中

惣代

座古屋六兵衛

右千鱒株之義は諸方より積来り候節、引受取捌仕候。

天明五己年十二月六日

鈴木町御役所

(以下略)

西宮廻船の増加と積所の確立 西宮浦より江戸積下り酒を直積するようになった頭初は他国廻船を備船し、その年の酒造状況によつては廻船一艘分の積荷に不足を生じた程であつたが、その後の酒造事情の好転によつて、廻船艘数も漸次に増加し、享保年中には、「段々西宮に酒家衆出来、……仲間船分入船六拾艘程に罷成」る⁽⁶⁾ような状態であつた。これをやや時代が下るが享保末年の調査による具体的な例によつてみると第一表のようになる。西宮浦が酒諸荷物の積出港になるにいたつては、西宮浦廻船のみならず、魚崎、御影、大石の三か浦をあわせた四か浦の廻船が西宮浦を利用するところであつた。したがつて魚崎浦は未だ廻船をもつていなかったようであるが、今津浦をも含めると、少なくとも享保末年には八七艘の船が出入りするところであつた。しかも享保十七年(一七三二)七月に、西宮船持衆二一軒の者より御浦廻り方へ出された願書によると、「今年は船数多く乗捨て難船など御座候て、我々難儀仕り候。相残る船難に逢申ざる船は多くこれなく候間云々⁽⁷⁾。」と述べられていて、かかる点より推察すると享保十九年の調査による西宮廻船数四四艘よりも多い船数をもつていたといえるであろう。すなわち廻船業

近世中期の樽廻船輸送の動向(津川)

第1表 運輸船所在分布状態

浦名	享保19年調		明和6年調	
	廻船	渡海船	廻船	渡海船
今津	4	5	13	20
西宮	44	36	17	40
魚崎		16	1	15
御影	37	8	60	55
大神	2	2	6	60
二ツ茶屋	44	29	40	30
兵庫	94	6	67	30
	9	241	26	372

註 享保調は神戸市史 桜井子爵家記
録による
明和調は 廻船小船差配書写による。

に着手する者のうち、二、三の成功者の出るをみて、資金に融通のつくものは競つてこの業を始めようとしたのではなからうか、したがつて享保九年（一七二四）九月、御影地船船頭中より、「私共前々より御当地表にて酒樽江戸積初りの時分より御積せ下され、すなわち相積来り申し候ところへ、其後より大分積船出来仕り候故、只今にては御積せなられ候ことなりがたく候と仰付けられ気毒千万に存じ奉り候。」⁽⁸⁾と西宮酒家中へ異議を申立してゐるような事態が起つたのである。

右のように西宮は次第に自浦の廻船数を増し、それとともに廻船支配の力をたくわえていった。このことは酒造家の廻船支配力の強化ともいえるであろうがこれについては後述する。

そのことは享保十五年（一七三〇）江戸十組問屋より酒問屋が分離し、樽廻船が樽一方積の範囲で活動するようになったこととも関連するところである。

さて元文元年（一七三六）十月には、それまで灘今津船支配人が実権をにぎつていたところの、西宮浦廻船手板送り状の奥⁸をおこなう名代を、「此度灘今津船支配人名前の送り状御差留なられ、当地廻船の分には当地船問屋名代の外一切相成り申さず」と取りめ万一今津支配人から送り状がきても、西宮で認めかへるとのことで、奥⁹名代の実権を掌握し名実ともに廻船支配の実権を確保していった。

かくして積所としての実力を備へてゆくのであるが、それは酒造家の経済力によることは言をまたないところと

してもただそれのみによつて確得したのではない。なお加うるに積所としての権利主張には公役負担のあつたことをのみがしてはならない。後述するところで明らかとなるが、宝暦年間に大石、魚崎浦が新規を計画した時に西宮浦が積所として強硬に主張したところの扱ひ処も公役負担であつた。その主なものは、

(一) 享保元年(一七一六)、江戸御屋敷(尼崎松平遠江守家)の仕組材木を早急に積下すよう命ぜられ、西宮浦より廻船二艘差出し材木を積下した^(利)こと。

(二) 御用港、御用砂理など大切な御用を勤めていること。

(三) 御用命御荷物、参観交代の節は御家中の諸荷物、その他江戸屋敷御用物を西宮浦で廻漕方を拜命してゐることであつた。このうち(一)は臨時であつたが、(二)、(三)の若干については寛文年中より尼崎藩では船加子役の取極めがなされてゐた。

尼崎藩の加子役は領分浦方村々を尼崎組、西宮組、兵庫組の三か浦組にそれぞれ所属させて分担せしめた。その内西宮組は、鳴尾、今津、西宮、深江、青木、魚崎、御影、東明、新在家、大石、脇浜、神戸、二つ茶屋浦の一三か浦よりなり西宮浦が組頭浦であつた。⁽¹⁰⁾そして加子役の主なもの、(一)、尼崎藩主が江戸参府あるいは帰国の際の伏見への送迎の舟役、(二)、異国人とくに朝鮮来聘使の来朝、帰朝時の舟役、(三)、領主御用、長崎その他諸国よりの公用荷物、金銀の輸送ならびに上使、公儀役人往来時の舟役、(四)、京、大阪、尼崎の御城普請用材ならびに領内諸普請用材の運搬舟役などであつた。寛文三年(一六六三)十月の定によると、(一)尼崎領主の参観帰国時の舟役は、舟九〇艘、加子九〇人を必要とする時は、尼崎組が全体の三分の一の三〇艘、三〇人、兵庫組が六分の一の一五艘、一五人、西宮組が二分の一の四五艘、四五人の割合で負担することになつてゐた。(二)、異国人来朝帰朝時の舟

近世中期の樽廻船輸送の動向（津川）

一〇

役は三か浦組でそれぞれ高下なく勤め、(三)、領主ならびに公儀御用の舟役は、船一五艘、加子一二〇人までの入用の時には三か浦に分割された責任箇所と所要舟加子をそれぞれの責任で分担し、超過分は勤め終了後に決算することとなつていた。(四)、京、大阪、尼崎御城用材および領内普請用材の運搬については、京、大阪の場合は三か浦組で、舟三〇艘、加子一二〇人までの分は一緒に負担し、その限度をきこえた役分は公儀御用舟役と同様に御用終了後に三か浦組で清算し、尼崎城および領内諸普請材の運搬にあつては、一時に栗石五〇坪分、あるいは大石二〇艘分の限度内の石材運送を必要とする場合は、西宮組のみがこれを負担し、その限度を超過した運送分のみについて三か浦組で清算分担することとなつていたのである。このような舟加子負担が西宮の積所申し立ての有力な拠点となつたであろうことが考えられるところである。

註(6) 前掲海軍史料叢書所収註(5)の史料

(7) 四井文書 廻船記録写本

(資料)

乍恐以上ヲ御願申上候

一 当所廻船為冥加金近年差上申候へ共、今年は船数多乗捨難船等御座候て我々難儀仕候。相残船難ニ逢不申船は多無之候間、今年冥加金之儀御免被為被下候は難有可奉存候。時節も宜敷罷成候は又々冥加金差上申度奉存候。以上。

享保十七子七月

辰野	与三左衛門	さこや	太右衛門
さこや	茂左衛門	うをや	源太郎
小網中	理左衛門	当舎	五郎兵衛
千足	太郎兵衛	はりまや	八兵衛
はりまや	次右衛門	さかや	理右衛門
大和や	喜兵衛	小網中	惣兵衛

御浦廻り方様

上	念八兵衛	平ノ内	太郎右衛門
さ	こや弥次兵衛	さ	こさ兵右衛門
上	念平右衛門	小	網中善右衛門
村	田や理兵衛	さ	かや理兵衛
中	川藤十郎		

(8) 四井文書 廻船記録写本

(資料)

口上書を以御願申上候

一 私共前々方御当地表にて酒樽江戸積初り之時分を御積せ被下則相積来申候所え、其後大分積船出来仕候故只今にては御積せ被成候事難成候と被仰付気毒千万奉存候。乍然私共只今之新船にては無之候間、当地表にて前々方御積せ被下候船に御座候間、何卒御当地之船々と御一所二前々之通御積せ被下候ハ、忝可奉存候。右之趣為申上以口上書を如此御座候奉願候。以上。

享保九年辰九月

御影地船 船頭中

西宮御酒屋屋衆中 様

同 御年行司衆中様

(9) 同廻船記録写本

(資料)

一 札之事

一 当地廻船手板送り状名代是迄灘今津船支配人方より送り状相認参り候処、此度灘今津船支配人名前之送り状御差留メ被成近世中期の樽廻船輸送の動向(津川)

近世中期の樽廻船輸送の動向（津川）

一一一

当地廻船之分ニハ当地船問屋名代之外一切相成不申、尤荷主方直送り状ハ格別灘今津船支配人名前之送り状堅ク御差留メ被成、尚又是迄手板奥メ無之船も有之候所、此度御改向後行司方手板奥判無之船ハ出帆為致間敷旨被仰聞具ニ承知仕候。此已後当地廻船積荷物之内万一灘今津支配人方より送り状參候共、此方にて認替差下し可申候。勿論手板奥判無之船ハ出帆為致間敷候。万一右両様之内少ニても相背候ハハ、御吟味之上越度ニ相極り申上候。船問屋商売早速御差留可被成候。其時一言之子細申間敷候。為後日連判仍而如件。

元文元辰年十月

真多市兵衛[㊦] 座古や茨右衛門[㊦]
 村田屋理兵衛[㊦] 塩屋 九兵衛[㊦]
 総屋甚兵衛[㊦] 鴻池屋三右衛門[㊦]
 上念長兵衛[㊦] 座古屋弥次兵衛[㊦]
 魚屋長兵衛[㊦] 千足九郎右衛門[㊦]
 平内太郎右衛門[㊦]

御酒家中当番御行司

加茂屋四郎兵衛殿
 魚屋源太郎殿
 平内太郎右衛門殿
 千足理兵衛殿

(10) 兵庫県漁業慣行録参考書卷之三

第一号 西宮浦外十二ヶ浦ニ於テ浦役動方取締ノ事

(11) 海軍史料叢書 第四卷 浦方定証文写

他港新規計画の抑圧 酒造業も享保初年より隆盛に赴き、酒造家は廻船業者の協力を俟つて、清酒販売の無理な競争を排除する目的で享保十二年（一七二七）には新酒番船の仕法を創出した。正徳五年（一七一五）に元禄調高三

分の一造りの酒造制限をみてから天明六年（一七八六）の前年迄の造米高の半高造の制限がなされるまで、享保末年の凶作年次をのぞいては酒造状況は割合に順調であつた。それは西宮・今津郷にとつてのみではなく灘目一円の酒造地においても同様であつた。したがつて各地の酒造家は常により以上の価格での販売を望んでいたわけで、その一端として運送費用の節減、新酒番船仕建による新酒の値立てに有利な立場を取らうと計画するのも無理からぬことであつた。

そのあらわれとして、宝曆三年（一七五三）以降、灘目、大石、魚崎辺の自身の廻船持衆が、勝手をかまえて酒荷積込の秩序をみだし、順序を無視して我勝に荷積し、あるいは抜仕立てをおこなうようになり、はては新規の積所を計画し、番船仕建をおこなわんとするにいたつた。⁽¹³⁾それは灘目酒造家の経済力伸張によることであつたが、かつては「大石、魚崎に酒造ならびに廻船とも僅かの節、年来西宮浦にて船積または順番積など彼是不勝手の義があつたが、互に申合の法式を定めて」⁽¹⁴⁾共同で酒荷の船積をおこない、そのことによつて大石浦、魚崎浦は繁昌してきた。ところが酒造家・廻船が機運に乗じて数ましてくると、もはや限られた枠にとどまらうとせず、宝曆五年（一七五五）には大石浦松浦太兵衛なる者が手船で新酒番船を仕建てようとし、翌六年には魚崎村嘉平次が魚崎浦を荷物積所にしようと諸廻船を招き新規計画を實行せんとした。⁽¹⁶⁾この嘉平次は、住吉村が出所で、宝曆二年（一七五二）住吉村から廻船持にならうとしたが、自村に浦辺がないので廻船持になれず、廻船二艘の内、一艘は御影浦で廻船願をし、残る一艘をもつて魚崎浦廻船になつた新興の廻船持であつた。⁽¹⁷⁾しかのみならず灘筋の廻船持の四、五人は、船持というよりも本業は手広く営業をおこなつている酒造業者で、自分の荷物だけを積込むだけでも、廻船中で取極めの規約に反した行為であるにもかかわらず、他船に積込を約束した荷物をも糶取り、「買荷物」、「為替

積」などと申し立てて勝手の振舞をするようになった。

このような事態に逢遇した西宮廻船中、樽廻船問屋中および西宮積所を利用している御影その他の浦廻船中では宝暦六年（一七五六）事情をつぶさにしるし奉行所に訴え出た。

訴状数通に記された主なる内容は、⁽¹⁸⁾

- 一、西宮は大阪・伝法とともに積所であること。
- 二、積所を申し立てる裏付けとして、公儀御用、領主御用の公役負担をおこなっていること。
- 三、新酒番船の仕建は、大阪、伝法八艘、西宮六艘、都合十四艘に限られていること。
- 四、新規仕出しの廻船が、古来の廻船中で定めた規約を無視し、勝手の振舞をなすことは多数の廻船にとって迷惑至極であること。

などであった。ところが訴状を受取つた奉行所ではこれを裁決せずに、大庄屋の取喰に下げ渡し、詳しく事情を聴取してしかるべく取計うことを申し渡した。

ことにあたつた大庄屋、住吉村の井上伊右衛門は、ようやく宝暦八年（一七五八）になつて「前年より仕来りの通り、西宮、伝法、大阪三か所の積所で、廻船に勝手のよいところで船仕建をするよう、酒荷物は前々より仕来りの通り三か所のみが積所である。」と明分をたて、その奥書に、「灘浦廻船は勝手であるから、右三か所へ乗廻せない時は、積所でない外浦にても船積し酒荷物に差支りないようにいたすべし。」と付記した。⁽¹⁹⁾

西宮廻船中ではこの取喰一札をうけとつて、奥書にしるされた一条は、「この文面は甚だ心得難いことで、前後が大いに相違している。これはすべて灘浦にて自分仕立てをする所存と相見える。」まことに承服いたしかねるとし、⁽²⁰⁾

一、先年より御上納金負担は、西宮浦金一〇兩、御影浦は金四兩、魚崎浦は銀三〇匁、大石浦は銀五〇匁を毎年納めている。この上納金の高下で考えてもわかるように、わずか、三〇匁、五〇匁の浦々と同等にあつかわれては当浦数十艘の廻船は難儀し、迷惑至極である。

二、荷物積所、大阪、伝法、西宮三か所の訳は、古来より定まり番船も三か所より仕法を定めて仕建てている。したがって浦賀番所へも毎々御断り申上げ、大阪番所からも三か所積所の外は御用荷物は積させない。

三、灘筋の廻船は先年より積所がなく西宮浦で積荷している。他領大阪、伝法で船積すると御領分の助力も薄くなることだから西宮浦で順番をもつて船積するようお願いしたい。尤も廻船のことで、万一西宮浦へ船乗込みがたい時は其所で船積し、江戸手板、送り状は西宮支配に致されたい。

と再び願い出るにおよんだ。結局願いが入れられ、酒荷物積所は大阪、伝法、西宮三か所で番船仕建てもこの三か所限り、灘筋廻船は銘々荷は勝手に積んでも手板送り状は西宮支配とし、積所の明分をたて、廻船一統の申合せである荷物積込の順序をみださないとのことで双方和順し争論は内済のはこびとなった。

(註) (12) 灘酒経済史資料集成下巻 二九七頁

(13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) 四井文書廻船記録写本

(資料) (13) (20) に使用した史料のうち訴状一通のみを掲げる。

乍恐書付を以御願奉申上候

私共西宮廻船荷物積下し申支配人に御座候

一 先年より於西宮浦御領分江戸廻船下り荷物積立申所、近年は他国より荷物入重、其上他国廻船迄数艘入込酒荒物其外西国辺御屋敷方江戸御賄御用米等積入私共送り状相認、則浦賀御番所様迄御届ケ申上候通船仕候ニ付自然と西宮浦積所ニ罷成

近世中期の樽廻船輸送の動向 (津川)

近世中期の樽廻船輸送の動向（津川）

一六

候御事。

一 西宮浦積所之義、最初被仰付義私共不明ニ御座候得共、大坂廻船問屋中よりも万事相互ニ申来り月積所ニ罷成有之候。殊更四十ヶ年以前ニ江戸御屋敷仕組御材木急ニ積下し被為仰付御運賃も被為下置候。積船西宮浦沖船頭源太夫、吉兵衛と申船二艘差し御材木積下申候、夫より弥増ニ他国より船荷物等差越積立罷有候御事。

一 御用港御用砂理御太切之御用相動候。此以後迎も御用之義奉畏罷有候御事。

一 御用米御荷物御参覲之砌、御家中様御荷物等先年より私共へ被為仰付御領分廻船並ニ他国船ニても遂吟味積立江戸へ御届ケ申上候御事ニ御座候。其外江戸御屋敷御用物積立居申候御事。

右之通にて西宮積所ニ御座候所、此度魚崎村嘉平次と申もの荷物積所ニ可致存寄にて船相招キ新規成工ミ御座候。万一魚崎村積所ニ罷成候ハム、前々より国々迄相聞え有之候西宮浦積所之差支諸廻船中並ニ大坂・伝法問屋中難渋ニ罷成候。既ニ先達而大坂廻船方より灘筋ニ被為候新規ニ廻船積所致出来候様及承、私共へ及相談ニ則同道にて灘筋船持方へ前々仕来り之通不相替様ニ相廻り置申候義も御座候。尤今度も右之訳ニ御座候得は、大坂・伝法船問屋共御番所様へ御願可申上様ニ風聞及承候。併魚崎村之義御同領之所ニ御座候へは、私共他領方と同心仕候て御番所へ御願仕候義、御上々様御思召も恐聞奉存是迄相談ニ及不申候。然共末々廻船積所ニ相成候ハハ大坂・伝法も不得止事可被願出候。其節ニ被為て西宮浦廻船方相障難渋之義は到底大坂・伝法在之前之義ニ候へは兎哉角申儀ニ罷成可申と奉存候。右新規之積問屋出来仕候ては、御領分廻船並ニ他国船迄難義ニ罷成私共数年は商売相統難成、大勢のもの難義至極仕候。乍恐御慈悲之上被為被聞召分新規成積問屋相企不申候様ニ被為仰付被下候ハハ難有可奉存候。以上。

宝曆六年子六月

村田屋利右衛門
 藤田屋 伊兵衛
 総屋 甚兵衛
 塩屋 十兵衛
 平内太郎右衛門
 常念 長兵衛

御奉行様

三、流通機構の推移

江戸下り酒の嚆矢 江戸時代初期においては鴻池新右衛門が馬の背につけて積送っていた。元和五年（一六一九）に堺の船積問屋が江戸への商品輸送をはじめた時には、江戸大廻り荷物に酒荷も加えられていた。⁽¹⁾ やがて寛永元年（一六二四）には大阪北浜の泉屋平右衛門、つづいて毛馬屋、富田屋、大津屋、顕屋、塩屋などの積問屋が開業し、ようやく菱垣廻船の他人運送が軌道に乗ったのである。

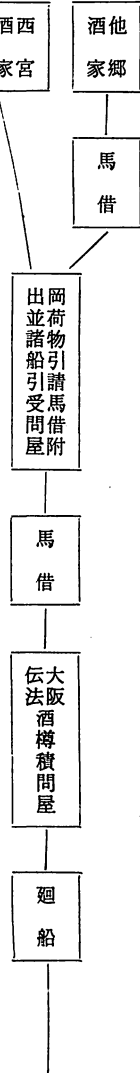
やがて寛文元年（一六六一）大阪、伝法に酒問屋が出来、小早とよばれた伝法船—後の樽廻船—が営業をはじめ、この問屋で主として酒荷物仕立をおこなうようになった。⁽²⁾ その後伝法船は伊丹酒家衆の取立てもあり、また兵庫北風屋彦太郎、壺屋弥右衛門の取立てで兵庫の酒荷物をも積み江戸へ下るようになった。元禄八年（一六九五）十組問屋の結成による廻船支配の江戸荷主に掌握されるにいたると、樽廻船はいわゆる酒荷物中心の稼動に専念するようになる。それは元禄期前の江戸表の酒需要の増大なる好機をもつてなしたといわなければならない。

運送機構の推移 元禄期以降の西宮を中心とする西撰酒造地（魚崎を西の境として）の酒荷物の運送機構の推移をみると第一図に示すごとくである。すなわち、宝永元年（一七〇四）西宮の二運送問屋（岡荷物引請馬借附出並諸船引受問屋）が伝法に依頼し、他国船を備船して西宮より直積をはじめるまでは、彼等によつて収集められた酒諸荷物は大阪、伝法の積問屋に送られ、そこで仕建てられる廻船によつて江戸送りがなされた。宝永四年（一七〇七）以降大阪堀江の奥田屋の手代が西宮酒屋中の後援で西宮に積問屋を開業し、つづいて西宮在住の者の中にも樽廻船問屋をはじめめる者が出てくると、酒家および廻船中は、それぞれ自分の選択する積問屋を船積支配人として、廻船業者か

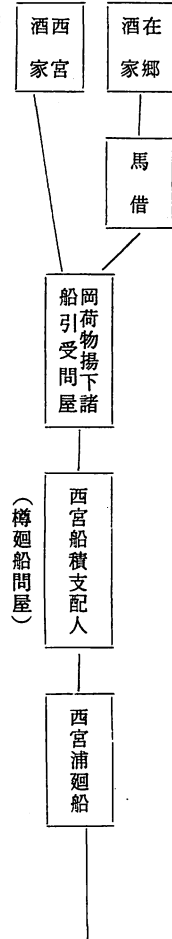
近世中期の樽廻船輸送の動向（津川）

第一圖 酒荷物運送機構の推移

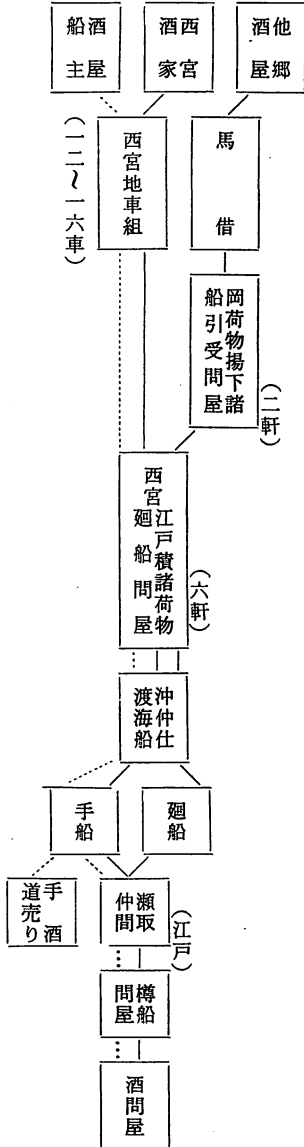
(1) 宝永元年以前



(2) 宝永四年より安永元年まで



(3) 安永元年以降



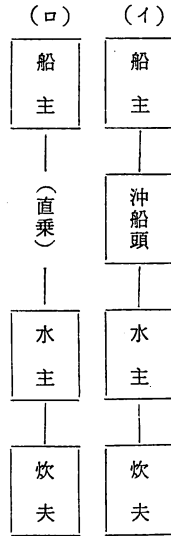
ら積支配人へ支配料（手数料—安永四年には十駄につき銀二匁であつた⁽³⁾）をおさめて廻船仕建てをなし、江戸廻漕をおこなうようになった。それまでの樽廻船問屋は内分の組合であつたが、明和六年（一七六九）西宮は尼崎領より天領地に公収され、同八年に廻船問屋は株免許を願い出て明和九年—安永元年（一七七二）に江戸積諸荷物廻船問屋株が認可されるにいたつた。この頃より在郷の諸荷物を運搬し、これを取捌く、馬借（駄賃馬）、岡荷物揚下諸船引受問屋とならんで、西宮町内の酒家より積問屋、さらに積所までの酒荷物浜出しの運搬にあたる西宮地車組⁽⁴⁾（ゴロタと呼ばれ牛によつて牽く小車で、浜出しのみならず酒原料米精白のために水車場までの米の運搬、水運搬をおこなう）がはじめられたものであらうと考えられる。かくして荷主である酒造家は、たとえ自家醸造酒（手酒）を自分持船（手船）に積込む場合にも、廻船問屋の庭を通して廻船積込みをおこなうようになった。しかしこのことが廻船問屋の酒造家に上位する力をもつたことを示すものではなく、酒造家と廻船問屋および廻船業者との関係はやはり酒造家の制約をうけるところであり、またこのような機構を通じて幕府が経済統制を加えてゆくところでもあつた。

樽廻船の人的構成および資本構成 これを図示すると第二図、第三図に示す通りである。（イ）に示す関係は船主が酒造家あるいは積問屋などで、船主自身が船舶の実際の操舵をおこなわず、実質上の船頭を雇つてその下に乗組員を組織する場合で、経営上の徳用勘定、決算、海難清算等は船主（資本主）がおこない、廻船航海中の責任は沖船頭に委託する場合で、乗組員の賃銀は船主より支払われるものである。（ロ）の場合は船主がそのまゝ、船頭であつて、換言すると資本主であり実際の操舵責任者である場合である。いづれにしても一般の廻船の組乗員は、積石四〇石に一人の割合ともいわれているが、大体千石積船であつても一六人を限度として構成されていたようである。

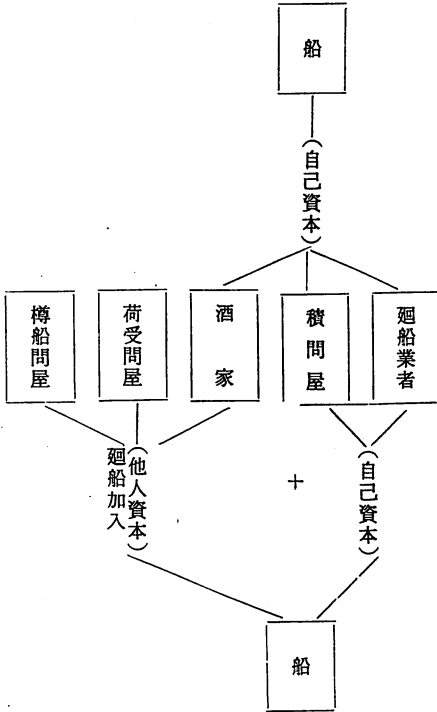
また廻船仕出しの資本構成は、自己資本のみによる場合と、他人資本がそれに導入される場合とあり、酒造家で

近世中期の樽廻船輸送の動向（津川）

第二圖 樽廻船の人的構成



第三圖 樽廻船の資本構成



手船を持つような場合は他に融資をこわなくても仕出しえたであろうが、その様な場合においてさえ、確実な荷主

をうる目的から、荷主は船腹払底の節に確実な船腹を確保する目的で、たとえば宝暦十四年（一七六四）五月の申合覚の「船切荷支の節は…手船積方一つ仕舞に五十太、加入船は家別に三十太、其外は無駄の太数積込申間敷。」⁽⁵⁾のような取極めがなされたような場合もあつて、加入船をもつこと、いわゆる廻船加入と称せられる、廻船および乗出し道具共の費用総額を幾何ときめ（実入費あるいは評価額）その額の何歩づつかの代金を船主に提供し、その額に⁽⁶⁾応じて徳用の分配にもあづかるといふ仕組で資本の融通がなされていたものである。⁽⁶⁾（未完）

註

(1) 大阪市史第五、三八六頁「大阪番船ノ濫觴及慣行」

(2) 海軍史料叢書 第一卷 七八頁

(3)(4)(5) 廻船記録写本 四井文書

(6) 拙稿「近世の廻船に関する若干の史料」関西大学経済論集 九の一

他人資本の導入をまつて廻船の建造がおこなわれた場合もあつたが、一般にみられる廻船加入の現象形態は、船舶が建造された後、あるいは他船の譲渡をうけて廻船業を開始するにあつて資金融通をうけるのが通例であつた。